

兵庫県災害時受援計画の策定

策定目的

- 大規模災害時には国内外から応援職員が駆け付け、多数の支援物資が届けられるが、被災自治体側の受入体制が不十分である場合、これらの支援の有効活用は困難
- プッシュ型支援やタブレットを活用した物資要請システムの導入等で受援の仕組みは向上したが、近年においても、物資拠点の被災や幹線道路の混雑等により物資の滞留等が発生
- 今後、高い確率での発生が見込まれる南海トラフ巨大地震の脅威等を踏まえ、**あらかじめ確固たる受援体制を整えておくことを目的に「兵庫県災害時受援計画」を策定**

受援の心構え

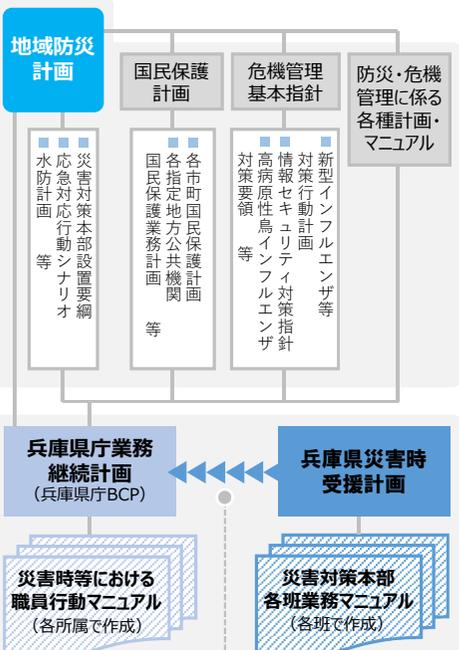
- 躊躇ない応援の要請**
応援要請業務や必要人数が見通せなくても**災害対応に必要な職員等の早期確保を重視し、空振りを恐れずに応援を要請**
- 災害マネジメント業務の確立・補完**
職員の被災等により指揮命令系統の確立や業務の統制・管理等に課題が生じれば、応援職員派遣制度等でマネジメントを補完
- 定期的・柔軟な配置調整**
時間の経過とともにニーズの過不足は変化するため、応援職員の業務を明確にし、**定期的な調整会議を通じて柔軟に配置を変更**
- 知見の承継を意識した受援**
応援終了後を見据え、応援職員に任せきりにせず、**受援側・応援側がパートナーで対応することにより応援撤収までに知見を承継**

計画策定の根拠

- 災害対策基本法 第49条の2
- 防災基本計画 第2章 第1編 第6節
- 県地域防災計画 風水害等対策計画 第2編 第2章 第3節 他

1 受援計画の位置付け

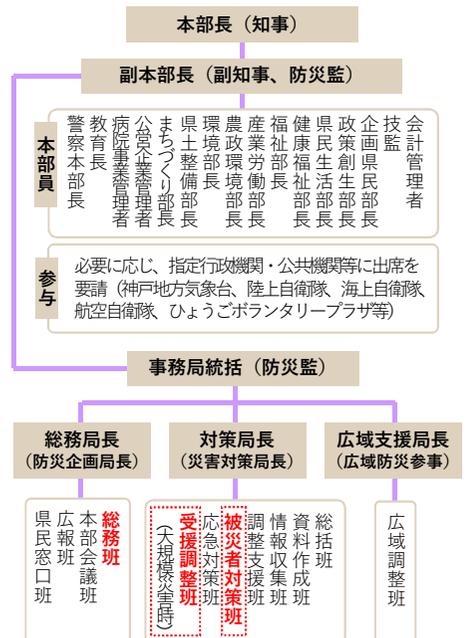
- 受援計画は、県庁BCPで定める非常時優先業務等に要する人的・物的資源の不足について、外部から応援を受け入れるにあたっての考え方や方針をまとめたもの
- 受援計画で見通しを立て、具体的な実務は**個別分野の計画及び災害対策本部各班の業務マニュアル等**を組み合わせ対応
- 受援計画に基づく対応は災害対策本部が設置された場合（県内で震度5以上の地震が発生、大津波警報の発表等）



BCP 6 要素（①指揮命令系統の確立・参集体制 ②代替庁舎の設定 ③電気・水・食料の確保 ④多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務）のうち、主に①と⑥を補足

2 受援の組織体制

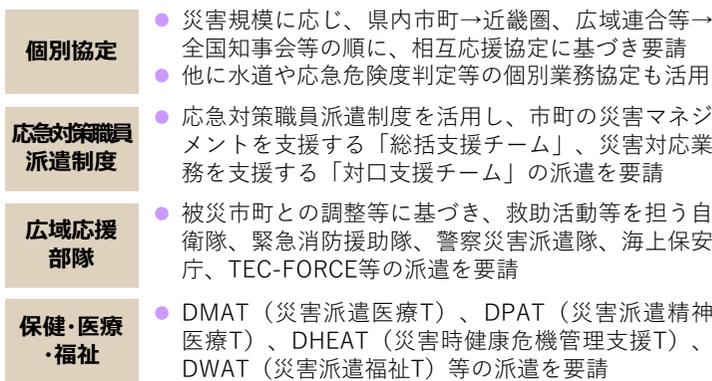
- 人的支援に係る受援は、主に総務班（大規模災害時は受援調整班）が担当（自衛隊やDMAT、TEC-FORCE等、別途担当班の割り当てのあるものを除く）
- 物的支援（避難所で使用するもの）に係る受援は、主に被災者対策班が担当



- 災害対策センター1階に、総務班（受援調整班）及び被災者対策班の執務エリアを設置（状況によっては変更もあり）
- 応援職員の執務場所として災害対策センター増築棟3階会議室を使用
- 感染症対策として十分な換気等を実施
- 応援物資は全県拠点（三木市）及び広域防災拠点（県内5箇所）等に集積

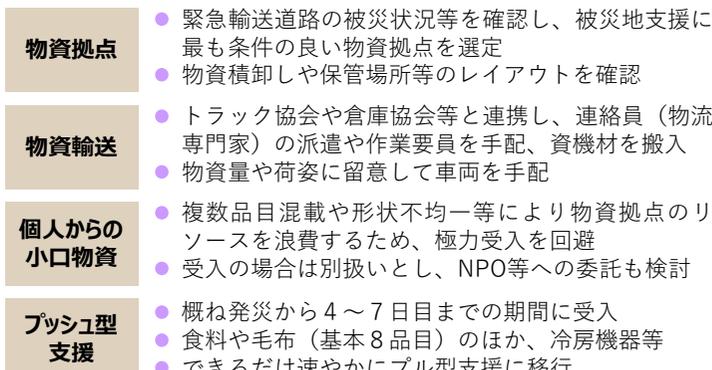
3 応援職員の受入

- 基本方針**
- 発災直後から国や自治体、民間企業等からの応援職員、ボランティアが被災地に到着
- 総務班（受援調整班）を窓口を受入を準備
- 各応援部隊の**リエゾン等**とで構成する調整会議を定期的に開催し、展開方針や活動拠点、派遣調整等を実施



4 応援物資の受入

- 基本方針**
- 発災直後から国や自治体、協定締結団体等から物資が到着（善意で送付される応援物資による業務負担の発生等新たな課題を惹起）
- 被災者対策班を中心に**物流機能の確保やニーズの把握、不要な物資の受入抑制、適正な在庫管理**等を実施



5 その他支援の受入

- 災害ボランティア**
- ひょうごボランティアプラザに災害救援ボランティア支援センターを開設
- ボランティアの自主性・主体性を尊重しつつ受入
- 海外からの支援**
- 外務省が窓口となり相手国政府と受入等を調整
- 応援物資・救援隊の受入にあたり、国・市町と調整
- 取材陣の殺到に配慮
- 義援金**
- 遅くとも1週間後には開始
- 複数の入金手段（銀行口座振込、募金箱、クレジットカード等）を確保
- 発災1ヶ月後までに配分